

越境して労働する人々

—ベトナム人技能実習生を巡って—

藤原 真大
HS29-0122F

目次

はじめに

1 越境する労働者とは

2 越境する労働者の受入国の制度・実態

3 送出国側(ベトナム)の実態

4 まとめ

はじめに

本論文では、越境して労働する人々、特に、過去3年の国籍別技能実習生数で常に最多であるベトナム人技能実習生について注目し、ベトナム人技能実習生とは、現代社会においてどのような移民なのか説明することを問いとす。技能実習生は、我々にとって、過酷な労働に低賃金で従事する労働者や治安悪化をもたらす者と捉えられがちである。しかし、彼らは、高額な借金を抱えている、実習先を自らの意思で選択できないなどの様々なリスクを背負って来日している。これらは、受入国側の制度や送出国のプロセスによるものである。また、技能実習生として来日する要因として、ベトナム特有の事情も関係している。よって、技能実習生について理解を深めるためには、受入側である日本での実態だけでなく、送出国側であるベトナムの視点に立つことが必要である。

1 越境する労働者とは

越境して労働する人々を捉えるため、カースルズ、ミラー(2011)を参照に、3つの移民理論(プッシュ・プル理論、歴史的・制度的アプローチ、世界システム論)と移民システム論(マクロ構造、ミクロ構造、メゾ構造)について整理した。ここで検討した各理論及びシステムは、それ単体で人々の越境を捉えるのは不十分であり、相互

補完的に考える必要がある。

2 越境する労働者の受入国の制度・実態

ここでは、主な受入国である日本と韓国の政策や受入のプロセスについて明らかにした。まず、両国とも、外国人労働者受入の始まりは1980年代で、不法就労者、非合法移民対策であった。しかし、これは建前であり、本音は、若年層の進学率上昇及び高学歴化による単純労働への敬遠や好景気によって引き起こされた、労働力不足の解消のためであると言える。

受入方法に関して、日本は民間主導の技能実習制度を、韓国は政府主導の雇用許可制を採用している点で違いが見られた。また、日本の制度では、非営利法人である監理団体が受入業務として、実習生と実習先企業を繋ぐ役割を担う。しかし、実習先企業から管理費を徴収することや高額な紹介料が発生することもあり、非営利法人が金銭を受け取るという本来の目的に反する矛盾が発生している。さらに、実習生よりも実習先企業を優先する監理団体も存在し、本来の業務である実習先企業の監視や実習生の相談対応という目的から逸脱し、ビジネス目的で運営を行う管理団体が存在することが分かった。

3 送出国側(ベトナム)の実態

ここでは、ベトナムの政策や送出国のプロセス、インフォーマルな組織、そして移住労働の目的について検討した。政策について、ベトナム政府は国策として労働力輸出を推進している。この政策の目的は、ベトナム人労働者の技能向上とされているが、実際は、国内の失業者対策及び雇用創出である。また、ベトナムの主要な歳入額の一つとして、海外からの送金があり、外

貨獲得の目的としても、労働力輸出が機能していると言える。

日本への移民送出は、政府機関に認可された仲介会社が行う。仲介会社は営利目的の民間企業であり、日本の受入団体と実習生のマッチングや渡航前研修、パスポート取得などの代行を担う。希望者は、仲介会社に対し、これらのサービス料や仲介手数料、保証金を支払う必要がある。巢内の調査によると「渡航前費用の平均額は約 94 万円で、借金額は約 76 万円」となっている(巢内,2019:59)。ブローカーを介して仲介会社にアクセスし、応募するケースも多く、渡航費用が高額になる要因であると言える。借金は、「国営銀行やアグリバンクなどから借りるケースが殆どで、家や土地を担保にしている」(巢内,2019:62)ことから、官民一体で「労働輸出」を進めていることが分かる。また、地元の仲介者を活用することもある。こうした仲介者は、その地域の共産党幹部や公安とコネがあることが多い。「大きな権限を有する人と知り合うと、研修に応募するための負担が減り条件が変わる」(グエン,2013:24)ことや、親族が仲介会社を経営しており、渡航費用が掛からなかったケース(巢内,2019:59)の存在から、移住労働をするには、人脈が重要な役割を担っていると言える。

ラタナーヤカ他(2020)の調査によると、ベトナム人が移住労働を行う目的は、第一に、「お金を稼ぐ」ことが挙げられる。お金を稼ぐ理由は「家族を支えるため」が最多で、他には「事業を始める」や「希望の職に就くことが困難」といった就業に関する要因がある。ベトナムでは、高学歴の若年層の就職問題が発生しており、大企業及び公務員として就職する為には、コネ及び賄賂が必要で、これらを持たない者は、就職先の一つとして、日本や韓国で労働することを選ぶことが多いと明らかにされている。

4 まとめ

最後に、移民理論と移民システム論を用いて、現代社会においてベトナム人技能実習とは、ど

のような「移民」なのか検討・分析する。

移民システム論における、3つの構造を相互補完的に用いると、ベトナム人技能実習生の大きな移動のプロセスを捉えることができるが、プッシュ・プル理論が想定した、損得勘定や合理的比較に基づく決断や、歴史的・制度的アプローチが示した、国家間の不平等な構造の存在を含んでいない。つまり、移民システム論と共に、移民理論をそれぞれ用いる必要がある。しかし、これらの理論を用いても、ベトナム国内の経済格差や大企業及び公務員として就職する際に必要なコネや賄賂について説明することができない。これは、ある一つの国家に存在する経済や政治に関する不平等及び格差についての視点が欠けているからであり、国家間だけでなく、一つの国家に対し、より着目していく必要がある。

ベトナム人技能実習生の特徴は、「短期循環移民でかつ就労先に関する自由がない存在」と「高学歴の若者」である。本来は合法的な技能実習生としての送出は、そのプロセスにおいて、インフォーマルな組織が介在しているという矛盾を抱えている。そして、矛盾を抱えた送出プロセスを経て、移民として日本や韓国へ送出されるのは、不平等・不公正な構造から抜け出そうとする、向上心の強い若者である。

参考文献(一部抜粋)

- カースルズ.S,ミラー.M.J 著;関根政美,関根薫監訳(2011)『国際移民の時代』名古屋大学出版会
 グエン・ティ・ホアン・サー (2013)『日本の外国人研修制度・技能実習制度とベトナム人研修生』佛教大学大学院紀要 社会学研究科篇 第41号 19-34頁
 巢内尚子 (2019)『奴隷労働：ベトナム人技能実習生の実態』花伝社 共栄書房
 ラタナーヤカ他(2020)『アジアの人的資源育成と貧困軽減に対する日本の「技能実習制度」の貢献～帰国実習生に関する実態調査～』多文化社会研究, 6, pp.469-502